

要介護認定者のおむつ代の医療費控除について (令和6年分以降の申告用)

おおむね6か月以上の寝たきり状態で、紙おむつの使用が必要であると医師が認めた方の
おむつ代は、医療費控除の対象となります。

手続きには、医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書が必要で
す。ただし、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わり、市で交付する「おむつに係る費用
の医療費控除の申告に関する確認書」(以下、「確認書」という。)でも、医療費控除を受けるこ
とができます。

市が「確認書」を交付できるのは、介護保険の要介護・要支援認定を受けた方で、松戸市で
保有する主治医意見書の記載内容が、下記の交付要件に全て該当する方に限ります。

1 交付要件

(1) おむつ代の申告が1年目の方

- ア おむつ代の医療費控除を申告する当該年以降に受けていた介護認定の有効期間が連続して6か月以上あること。
- イ 上記アの認定審査に当たり作成された全ての主治医意見書において、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」の記載が B1,B2,C1,C2 のいずれかであること。
- ウ 「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること又は尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。

※ 上記の要件を満たした介護認定の有効期間(申告する当該年に限る。)が、控除の対象となります。

(2) おむつ代の申告が2年目以降の方

- ア おむつ代を申告する当該年に受けていた介護認定の有効期間が13か月以上あること。
- イ (1)ーイと同様。
- ウ (1)ーウと同様。

※ 上記要件に該当しない方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要になります。発行については、主治医のいる医療機関にお問い合わせください。

2 申請できる方

本人又は家族等、法定代理人

3 必要書類

- (1) おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する確認書の交付申請書
- (2) 介護保険被保険者証の写し

(裏面あり)

- (3) 申請者の身分証明書の写し(運転免許証・マイナンバーカードのおもて面など)
- (4) 申請者が被保険者の法定代理人の場合は、当該手続きに関し、委任されていることが確認できる書類(登記事項証明書、代理行為目録など)
- (5) 準確定申告に使用する場合は、死亡日の記載がある証明書(戸籍謄(抄)本・死亡届の写しなど)

4 申請方法

- (1) 介護保険課窓口にて申請
 - ・ 申請者が必要書類をお持ちの上、来庁ください。
- (2) 郵送申請
 - ・ 必要書類を同封し、下記まで郵送してください。
- (3) 松戸市オンライン申請システム
 - ・ 必要書類をイメージデータでアップロードしてください
 - ・ 申請完了画面に表示される申込番号を控えてください。

5 留意事項

- (1) 証明が欲しい当該年が終了した後の受け付けになります。
例) 申告年が令和6年分であれば、令和7年1月1日以降の開庁日に申請を受け付けます。
- (2) おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合でも、交付要件に該当する場合は、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となります。
- (3) 原則として法定申告期限から5年間は確定申告の更正ができます。詳細は、お住まいの地区を管轄する税務署にお問い合わせください。
- (4) おむつ代の医療費控除の申告を希望する場合は、毎年、医師に「おむつ使用証明書」の発行を依頼する又は市が交付する「確認書」を取得する必要があります。

確認書についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先
〒271-8588
松戸市根本387番地の5
松戸市役所介護保険課
(松戸市介護保険事務センター 認定担当)
TEL:047-366-7370